

身体的拘束等の原則禁止

当事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

当事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

業務継続に向けた取り組み

感染症や非常災害の発生時において、利用者へ介護予防支援又は介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業の業務継続・非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じます。また、当事業所職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

苦情及び虐待等相談窓口

ご利用者ご相談窓口 虐待防止等に関する責任者	所在地	岡山県倉敷市山地1297番地
	担当者	管理者 土師 秀之
	電話番号	(086) 461-0085
	受付時間	8:30～17:30 (月曜日～土曜日但し1/1～1/3を除く)
倉敷市役所 介護保険課	所在地	岡山県倉敷市西中新田640
	電話番号	(086) 426-3343
	受付時間	8:30～17:15 (月曜日～金曜日但し12/29～1/3を除く)
倉敷市役所 健康長寿課	所在地	岡山県倉敷市西中新田640
	電話番号	(086) 426-3315
	受付時間	8:30～17:15 (月曜日～金曜日但し12/29～1/3を除く)
岡山県国民健康保険 団体連合会 介護サービス苦情処理	所在地	岡山県岡山市北区桑田町17-5
	電話番号	(086) 223-8811
	受付時間	8:30～17:00 (月曜日～金曜日但し12/29～1/3を除く)

倉敷市庄北高齢者支援センター

介護予防支援又は介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業

重要事項説明書

倉敷市庄北高齢者支援センター（以下「当事業所」）は、契約者に対して介護予防支援又は介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業（以下「介護予防サービス」）の提供をします。事業所の運営規程の概要、提供される介護予防サービスについて次の通り説明します。

倉敷市庄北高齢者支援センターの概要

- (1) 事業所名

倉敷市庄北高齢者支援センター
- (2) 所在地

岡山県倉敷市山地1297番地
- (3) 法人名

社会福祉法人 和福社会
- (4) 代表者氏名

理事長 三好 史了
- (5) 指定番号

3300200288
- (6) 担当区域

庄小学校区の一部（上東 二子 山地 西尾 日畑 矢部 庄新町）

当事業所が提供する窓口

電話番号 (086) 461-0085

FAX番号 (086) 461-0037

当事業所の基本方針

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるように利用者の立場に立った支援を行います。また、事業の実施にあたっては、できる限り要介護状態にならないように介護予防サービスを適切に確保できるよう調整に努めます。さらに、要介護状態になっても、高齢者のニーズの変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努めます。

当事業所の営業日時

月曜日から土曜日までとします。但し、年始（1月1日から1月3日）を除きます。
営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとします。

当事業所の職員体制

保健師又は経験ある看護師1名以上（常勤）
社会福祉士1名以上（常勤）
介護支援専門員1名以上（常勤）
内1名が管理者を兼ね、センターの従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
前項の規定にかかわらず、管理運営上必要があるときは、職種又は職員を増員することができる。

介護予防支援又は介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業の内容

1. 介護予防サービスの利用に該当する方と契約書を締結します。

2. 居宅サービス計画等作成依頼届出書を倉敷市へ提出します。
3. 利用者へのアセスメントを行い、支援ニーズを特定します。
4. 利用者の自立に向けた目標志向型の介護予防サービス計画の原案を作成します。
5. サービス担当者会議を開催し、利用者、家族、サービス事業所等と、サービス計画の内容に関して共通認識を図りサービスを提供していくための調整を行います。
6. モニタリングと評価を行い、その結果を次の提供サービスに繋げるようにします。

事業の委託

介護予防サービスを行うにあたって、介護予防サービスに関する書類の作成・変更、経過観察、評価、記録の作成等の業務を他の指定居宅介護支援事業所に委託することができるものとします。

指定居宅介護支援事業所に委託した場合は、その内容が妥当かについて確認し、評価を行います。

利用料金

介護予防サービス計画費等の介護報酬については下記の通りです。尚、厚生労働省の定める介護報酬の告示上の金額で、利用者負担はなく全額介護保険から支払われます。

■居宅介護予防給付事業及び地域支援事業に関する基本料金

要支援 1・2	4,420円
---------	--------

要支援として認定された方、チェックリストで該当した方は、介護保険及び市町村で全額給付されますので自己負担はありません。

■初回時の支援に対する支援費

初回加算	3,000円／月
------	----------

初回（新規にサービス計画を作成した場合又は過去二月以上、当該介護予防給付事業及び地域支援事業所において介護予防サービスを提供しておらず、介護予防サービスが算定されていない場合に、当該利用者に対してサービス計画を作成した場合）の介護予防サービス費に加算します。

■指定居宅介護支援事業所と連携した場合に関する加算

委託連携加算	3,000円／月
--------	----------

指定介護予防支援事業所が利用者に提供する介護予防サービスを指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算します。

■介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算 2.1%（所定単位×21/1000）

介護予防支援又は介護保険法に基づく第 1 号介護予防支援事業の介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に加算率を掛け合わせた金額が算定されます。

秘密の厳守

当事業所に所属する職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならないことになっております。また、退職後も同様であり、万が一秘密を漏らした場合は必要な処置を講じることになっております。

サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いる場合には、利用者及び家族の同意をあらかじめ文書により得ることといたします。（この文章による同意書は、当事業所の介護予防サービス契約時に説明し同意を得ることとします。）

公平中立な対応

サービスを利用する際に、複数事業所の紹介を求めることができます。また、介護予防サービス計画原案に位置付けた事業所を選定した理由の説明を求めることができます。

情報の伝達

入院時、当事業所の担当職員の氏名、連絡先等を入院先の医療機関にお伝えください。医療系サービス利用の際、意見を求めた主治医等に対して、サービス計画書の交付を行います。訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握した利用者の状態等について、利用者の同意を得て主治の医師等に必要な情報伝達を行います。

虐待防止

- 当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- ①虐待の防止のための指針を整備します。
 - ②研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
 - ③個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
 - ④従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
 - ⑤従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行えるように整備します。
 - ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の検討・分析を行い、再発防止に努めます。
 - ⑦虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置し、定期的に虐待防止検討委員会を開催します。

事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対する介護予防サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとします。また、発生した事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し、利用者及び家族等の申し出があれば、その記録を開示するものとします。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。